

選挙第 5 号

乙訓消防組合議会議員の選挙について

乙訓消防組合議会議員の本市選出議員 3 人を選挙するものとする。

平成 29 年 8 月 1 日提出

向日市議会議長

(参考)

◎乙訓消防組合規約（抜粋）

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

向日市3名 長岡京市4名 大山崎町2名

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、関係市町の議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において、直ちに後任を選挙しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。